

規 則

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十号

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則（平成八年埼玉県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「進ちよく」を「進捗」に改める。

様式第一号（表）中「㊦㊧」を「㊦㊨」に改め、「㊩」及び「㊪」を削る。

様式第三号から様式第五号までの規定中「㊦㊧」を「㊦㊨」に改め、「㊩」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。